

労働者死傷病報告等の提供に係る確認書

基 安 安 発 0909 第 1 号
2 政 第 1 7 8 号
2 食 産 第 3 0 9 6 号
2 生 産 第 1 1 1 2 号
2 生 畜 第 1 0 3 1 号
2 林 政 経 第 2 9 2 号
2 林 政 産 第 1 1 8 号
2 水 漁 第 6 9 3 号
令 和 2 年 9 月 9 日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

農林水産省大臣官房

政 策 課 長

食料産業局

企 画 課 長

生産局

技 術 普 及 課 長

生産局畜産部

畜 産 振 興 課 長

林野庁林政部

経 営 課 長

木 材 産 業 課 長

水産庁漁政部

企 画 課 長

厚生労働省及び農林水産省は、標記について、別紙のとおり確認する。

労働者死傷病報告等の提供に係る確認書

1 趣旨

本確認書は、労働災害の分析及び対策に資するため、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課（以下「厚労省」という。）が、労働者死傷病報告の写し及び「災害情報_一覧」（以下「死傷病報告等」という。）を農林水産省大臣官房政策課、食料産業局企画課、生産局技術普及課、生産局畜産部畜産振興課、林野庁林政部経営課、林野庁林政部木材産業課及び水産庁漁政部企画課（以下「農水省」という。）に提供することについて、役割分担、手続き等を定めるものである。

なお、本提供は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 3 号の規定に基づくものである。

2 役割分担

- （１）死傷病報告等の提供に係る連絡調整は、厚労省と農林水産省大臣官房政策課が行うものとする。
- （２）厚労省は、保有する死傷病報告等のうち、食料品製造業（1.1）、木材・木製品製造業（1.4）、農業（6.1）、林業（6.2）、畜産業（7.1）、水産業（7.2）、卸売業（8.1）（起因物が木材、竹材であるものに限る）及び飲食店（14.2）に係るものを、農水省の求めに応じて提供する。提供に当たっては、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」等に従うものとする。
- （３）農水省は、提供された死傷病報告等を「農林水産省行政文書管理規則」、「農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令」等に基づき管理し、提供された死傷病報告等に係る個人情報について、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

なお、提供された死傷病報告等については、業種ごとに以下に掲げる課（以下「業種窓口課」という。）が管理することとする。また、農林水産省のその他の課が使用を希望する場合は、業種窓口課は当該課に必要な情報を提供するものとする。この場合において、業種窓口課は、当該情報の提供を受けた課に対し、本確認書の内容に準じて適切な管理を行わせるものとする。

食料品製造業及び飲食店
農業
畜産業
林業

食料産業局企画課
生産局技術普及課
生産局畜産部畜産振興課
林野庁林政部経営課

木材・木製品製造業及び卸売業（起因物が木材、竹材であるものに限る）

林野庁林政部木材産業課

水産業

水産庁漁政部企画課

- （４）厚労省は、農水省に対して上記（３）の措置に関し、必要がある場合には、農水省が保管している死傷病報告等の返還又は写しの送付を求めることができる。
- （５）農水省は、上記（３）により保管する死傷病報告等を農林水産省設置法第４条に規定する業務のために使用することができる。
- （６）農水省は、死傷病報告等の提供を受け、その使用、または、保管に際して、知り得た秘密を他に漏らし、又は上記（５）の目的以外に用いてはならない。

３ 手続き

- （１）死傷病報告等の提供を希望する場合、農水省は、厚労省に対して提供を希望する死傷病報告等の業種、災害発生日の期間等を明示して提供を依頼し、厚労省は、農水省に対象の死傷病報告等の写しを提供するものとする。その際は、直接手交する等の確実な方法により受け渡しを行うものとする。
- （２）農水省は、上記（１）のため、必要がある時は、事前に厚労省に必要な分の印刷用紙を持ち込むものとする。

４ その他

- （１）農水省は、死傷病報告等を使用して災害分析を行った場合は、その結果を厚労省に提供するものとする。
- （２）農水省は、死傷病報告等を使用して作成した調査・分析結果等を公表しようとするときは、事前に厚労省と協議し、その承諾を得るものとする。
- （３）農水省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、農水省に対して死傷病報告等の開示、訂正又は利用停止の請求があった場合は、厚労省と協議の上、事案の移送等必要な措置を採るものとする。
- （４）本確認書に規定されていない事項や本確認書の取扱いに関し疑義が生じた場合は、厚労省及び農水省が協議の上、定めるものとする。
- （５）本確認書は、令和２年９月９日から適用する。